

沖縄県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請に係る事務取扱要綱

平成 29 年 10 月 25 日制定

平成 30 年 7 月 10 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄県内（那覇市の区域を除く）における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 4 章第 1 節から第 4 節に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第 2 条 法第 9 条第 1 項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「施行規則」という。）第 7 条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書（施行規則別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 申請書及び次項に掲げる添付書類の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。ただし、セーフティネット住宅情報提供システムの使用による電子申請の場合はこの限りでない。また、システムで電子データを提出する場合は、押印を省略できる。

3 申請書には、施行規則第 10 条に定める書類及び登録書類一覧表（別紙 1）を添付しなければならない。

4 知事は、申請書の提出があったときは、法第 10 条第 1 項各号に規定する登録基準のほか、関係法令などに留意し、審査を行う。

5 前項の審査の結果、申請書に記載された事業が基準に適合していると認められるときは、知事は法第 10 条第 2 項の規定により登録簿に記載するとともに、同条第 3 項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（要綱様式第 1 号）を申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第 3 条 知事は、法第 11 条第 1 項の規定により、その登録を拒否するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（要綱様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 4 条 申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ書（要綱様式第 3 号）により、その旨を知事へ届け出るものとする。

(登録事項等の変更の届出)

第5条 法第12条第1項の規定により登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の変更登録の届出をしようとする当該登録住宅の登録事業者は、変更のあった日から30日以内に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書(施行規則別記様式第2号)に施行規則第17条第2項に定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出の提出部数は、正本1部、副本1部とする。ただし、セーフティネット住宅情報提供システムの使用による電子申請の場合はこの限りでない。また、システムで電子データを提出する場合は、押印を省略できる。

(登録簿の閲覧)

第6条 法第13条に規定する登録簿の閲覧は、土木建築部住宅課窓口において行うものとする。

2 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 閲覧場所の休日は、沖縄県の休日を定める条例(平成3年5月24日条例第15号)第1条第1項各号に掲げる日とする。

(廃止の届出書)

第7条 法第14条第1項の規定により廃止の届出を行うときは、廃止の日から30日以内に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る廃止届出書(要綱様式第4号)を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第8条 知事は、法第22条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求めるときの通知書(要綱様式第5号)により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに対して報告するとき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告書(要綱様式第6号)に必要な書類を添付して、知事に報告しなければならない。

(指示)

第9条 知事は、法第23条の規定により指示を行うときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業は正等指示書(要綱様式第7号)により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ是正又はその他の措置を講ずるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業は正等計画書(要綱様式第8号)に具体的な是正等の内容を記載して、知事に提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による是正等が完了したときは、速やかに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等完了報告書（要綱様式第9号）を知事に提出しなければならない。ただし、法第23条第1項の場合を除く。

（登録の取消し）

第10条 知事は、法第24条第1項又は第2項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取消したときは、同条第3項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（要綱様式第10号）により登録事業者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則（平成29年10月25日土住第967号）

この要綱は平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月10日から施行する。